

<家財の明細書の記載方法について>

- 以下の箇所について記載をお願いします。
- (1)減免・免除申請をされる方の氏名、損害の原因(火災・地震・台風・水害等)、損害の年月日を記載してください
- (2)住所は減免・免除を申請する年度の1月1日時点の住所を記載してください(被害を受けた家財を所有する住所が異なる場合は、そちらも記載してください)
- (3)保険金、共済金、損害賠償金などで補てんされる金額がある場合は③に金額を入力をしてください
- (4)明細書には想定される家財を列挙しております。
- 被災した住宅にある全ての家財(同一世帯に住む家族所有の家財を含む)について取得年月、取得価額の記載をしてください。
- 同種類で複数台所有する場合や、品名に列挙されている家財以外で所有する家財がある場合は、空欄に品名、取得年月、取得価額を記載してください

(記載時の注意点)

- ・記載が必要なのは黄色で塗りつぶされている箇所です
- ・取得年月は「RO.(ビリオド)O」で記載してください。日にちまでの記載は不要です
- ・取得年月、取得価額が不明な家財がある場合、こちらの明細書は使用出来ません。
- ・この場合、被災直前の時価相当額については「家財構成別家財評価額」を用いて損害割合を計算します
- ・対象となる家財は「生活に通常必要な家財」です。そのため、1個30万円超の貴金属、書画、骨とう及び美術品などは対象となりません
- ・被害があった家財について、後日職員が調査させていただく場合がございます
- ・ご不明な点については、市民税課 市民税係までお尋ねください

【記載例】 被害を受けた家財の明細書

納 税 義 務 者 氏 名		八代 太郎		損害の原因:令和7年8月大雨災害		損 害 の 年 月 日 :		R7.8.11	
住 所		八代市松江城町1-25							
被災の状況	被災財産の区分	①被災直前の 時価相当額 (①の合計)	②損害額 (②の合計)	③保険金・共済金・ 損害賠償金などで 補てんされる金額		④差引損失額 (②-③)		損害割合 (④÷①)	
	家財			300,000					
通知書番号									

(1)被災直前に所有していた家財								(2) (1)のうち被災し、 き損・滅失したもの	
財産の区分	(あ) 品 名	(い) 取得年月	(う) 取得価額	法定耐 用年数	保有 年数	(え) 残存率	(お) 取得価格((う)×残存率(え))	(か) 損 害 額 ((お)×被害割合)	被害割合
家 財	食器(陶器・ガラス)	H20.6	80,000						
家 財	食器(上記以外)	H25.12	120,000						
家 財	陶器置物	H24.8	157,590						
家 財	調理器具	H23.4	60,000						
家 財	炊飯器	H27.2	59,800						
家 財	電子レンジ	H27.9	39,800						
家 財	オーブン	H25.12	50,000						
家 財	食器乾燥機	H20.6	80,000						
家 財	ガスコンロ	H19.5	50,000						
家 財	冷蔵庫	H20.6	189,800						
家 財	洗濯機	H26.1	123,900						
家 財	衣類乾燥機	H4.10	100,000						
家 財	テレビ	H23.1	398,500						
家 財	ビデオデッキ	H9.3	128,000						
家 財	DVDプレイヤー	H27.10	123,000						
家 財	ステレオ								
家 財	CDラジカセ	H22.7	28,000						
家 財	パソコン・ワープロ	H28.1	154,700						
家 財	スキャナ・プリンタ	H23.11	38,000						
家 財	掃除機	H20.7	25,000						
家 財	ファンヒーター・ストーブ	H21.12	20,000						
家 財	エアコン	H19.7	150,000						
家 財	机・いす								
家 財	児童用机・いす								
家 財	応接セット	H17.6	90,000						
家 財	ベッド	H17.6	80,000						
家 財	和・洋・整理たんす	H15.6	500,000						

～二枚目へ続きます～

[illegible][illegible]